

中川事務所新聞

第 1 2 5 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【補助金情報】

「新陳代謝型設備投資促進事業」
金融機関から借入を行い、耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資（総資産の15%を超える設備投資）を行う場合に補助されます。

補助額：借入額の1%

公募期間：H26年9月12日まで

「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」

小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備



（業務用エアコン、業務用冷蔵庫等）を導入する場合にその経費の一部が補助されます。

補助額：最高50万円（経費の1/3まで）

公募期間：H26年9月19日まで

【パソコンの熱対策】

梅雨に入る前に早くも暑くなってきました。暑いのは人間だけでなくPCも同じです。PCの熱源はCPUとハードディスクです。CPUには冷却ファンがついているので心配ありませんが、ハードディスクは無防備で熱くなり過ぎるとクラッシュすることもあります。突然のデータ消失というリスクを回避するためにも何らかの対策は必要でしょう。

基本対策としては、風通しの

悪いところにPC本体を置かない、通風孔（メッシュの部分）の埃はこまめに落とす、といったところでしょうか。ちなみに当事務所では、無償の温度管理ソフトを導入し、USB接続の小型扇風機でPC内部に直接風を送り込んでいます。効果は絶大です。

【6月の事務予定】

- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・労働保険年度更新
- ・クールビズ



知ってお得！？法律雑学

Q．前方をトロトロと遅い車が走っているせいで後方に渋滞が起きている。遅い車が悪いのか、イライラするほうが悪いのかどっち？

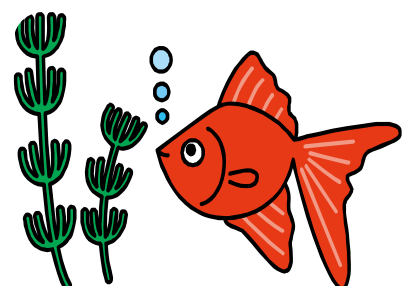
A．道路交通法27条では、他の車両に追いつかれた車両の義務として、

- ・道を譲る
- ・追い越されるまで速度を上げない

・譲る余地がない場合は左端に寄ると規定されています。つまり、自車よりも速い車が追い付いてきたのに、そのままダラダラ走り続けることは違反ということになります。

ちなみに、制限速度60km/hの道路を60km/hで走っていて追い付かれた場合はどうか？それでもやはり道を譲る義務

があります。後続車は明らかに速度違反ですが、その違反とこの違反は別問題ということになります。



経営談義

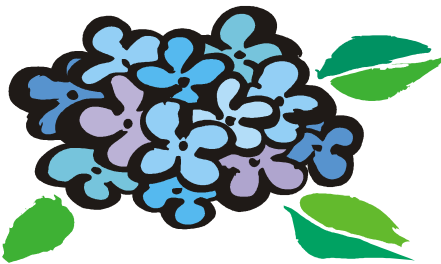
【経営者保証に関するガイドライン】

本年2月1日から上記ガイドラインの適用が始まり、融資時における経営者の個人保証が原則不要となりました。ただし、全ての会社で不要となるわけではなく、実務上はしるべき条件を満たす必要があります。主なものは以下の通りです。

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

営業用資産は法人所有となっているか

経営者所有の営業用資産に



対して適切な賃料が支払われているか

経営者に対する事業とは無関係な貸付金はないか

2. 財務基盤の強化

自己資本比率が20%以上ある

3期連続して黒字である

2期連続黒字、自己資本比率30%以上、有利子負債・CF倍率10倍以下である

直近期黒字、自己資本比率50%以上、CFがプラスである

3. 適時適切な財務情報の提供

「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類を作成している

税理士法33条の2に規定する計算事項等を記載した書面

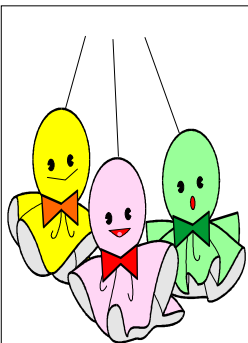
を税理士が作成している

月次試算表を作成している

資金繰り表を作成している

経営の具体的な数値目標や計画を設定している

これがすべてではありませんが、これらの項目はどれも当たり前のことばかりであり、普段から難なくクリアしておく必要のあるものです。もしできていない項目があるのなら、個人保証云々という前にそれらをクリアすることを当面の目標にするのもいいかもしれません。



ふと思いついて伊勢神宮へ参拝してきました。何度行っても心が平穩になつていく感覚と、内側から湧き上がってくるようなパワーを感じる素晴らしい場所です。

まるで部活動のような夜の野球練習に参加したら、突き指した上に足腰がガタガタになってしまった。翌朝、ゴルフで1ラウンド＋ハーフをプレーして撃沈。ところが、なんだかんだと毎日一時間以上体を動かしているおかげで、三日ですべて治つてしまいました。この歳になつても落ち込んだ体力が再び向上する不思議な体験継続中です。

ふと思いついて伊勢神宮へ参拝してきました。何度行っても心が平穩になつていく感覚と、内側から湧き上がってくるようなパワーを感じる素晴らしい場所です。

あつちや

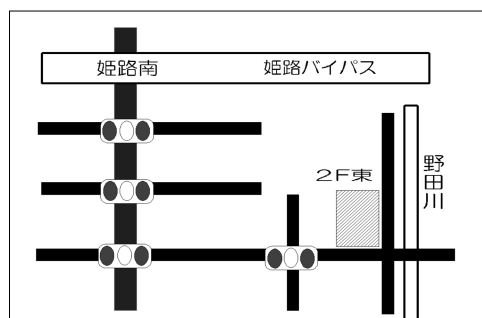
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp